

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 100 「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」の

概要

今回は、平成 27 年 12 月 10 日に企業会計基準委員会から公表された、「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下、「本公開草案」とします。）について説明します。

本公開草案は、税効果会計に用いる税率について「税効果に関する会計基準」を適用する際の指針となるものです。

「税効果に関する会計基準」では決算日において「公布」されている税法規定に基づく税率を適用することとされていましたが、本公開草案では決算日において「国会で成立」している税法規定に基づく税率への変更が提案されています。具体的には以下の通りです。

（1）法人税、地方法人税、地方法人特別税に関する税率

決算日において国会で成立している税法に規定されている税率を適用します。

（2）住民税（法人税割）、事業税（所得割）に関する税率

これらの地方税も（1）と同様に、決算日において国会で成立している税法（以下、「地方税法等」とします。）に規定されている税率に基づきますが、地方税法等の改正を受けた改正条例が各地方公共団体の議会等で成立しているかどうかによって適用する税率が異なります。

当事業年度において改正地方税法等が国会で成立していない場合は、決算日において成立している条例（改正前条例）に規定されている税率（標準税率又は超過課税による税率）を適用します。

当事業年度において改正地方税法等が国会で成立している場合で、かつ、改正条例が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立しているときは、決算日において成立している条例

(改正後条例)に規定されている税率(標準税率又は超過課税による税率)を適用します。改正条例が決算日以前に成立していないときは、決算日において成立している条例(改正前条例)に規定されている税率が標準税率か超過課税による税率かによって以下のようになります。

ア 標準税率の場合

改正地方税法等に規定されている標準税率を適用します。

イ 超過課税による税率の場合

改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例(改正前条例)に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率を適用します。

(3) 適用時期

平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することが提案されています。